議案第１１０号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　特定任期付職員の給与を改定する必要があるので、本案を提出する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第１条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２９年１２月世田谷区条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第７条中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１１３．７５」に、「１００分の１０１．２５」を「１００分の１０３．７５」に、「１００分の１３６．２５」を「１００分の１４１．２５」に、「１００分の９３．７５」を「１００分の９６．２５」に改める。

別表第１特定任期付職員給料表の部１の項中「４０８，０００」を「４２４，０００」に改め、同部２の項中「４５１，０００」を「４６９，０００」に改め、同部３の項中「５０３，０００」を「５２３，０００」に改め、同部４の項中「５６６，０００」を「５８８，０００」に改め、同部５の項中「６３９，０００」を「６６４，０００」に改め、同部６の項中「７２５，０００」を「７５３，０００」に改め、同部７の項中「８２１，０００」を「８５３，０００」に改める。

第２条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条中「１００分の１１３．７５」を「１００分の１１１．２５」に、「１００分の１０３．７５」を「１００分の１０２．５」に、「１００分の１４１．２５」を「１００分の１３８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（第７条の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第１条による改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定（第７条の改正規定を除く。）による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条による改正後の条例の

規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。